

## 津山市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(案)に対する パブリックコメントの実施結果

募集期間 : 平成30年1月23日(火) ~ 平成30年2月13日(火)  
意見提出者数 : 1名  
意見提出件数 : 3件

番号	項目	意見の概要	市の考え方
1	P 1 7 3 民生委員・児童委員等の状況  P 3 9 (2)相談体制の充実 相談員体制の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員の状況(3.民生委員・児童委員の状況)の中で精神障害者の相談員がいない。これは障害者自立支援法の趣旨から見ても「精神障害者相談員」を置くべきと考えます。なお、39ページの「相談体制の充実」には継続して「検討」の取り組みとなっているが「精神障害者相談員の設置について」は初年度に実施すべきと考えます。	精神障害者相談員の設置に向けて早い段階での取組を検討します。
2	P 7 5 2 その他の事業 【サービスの見込量】 スポーツ・レクリエーション教室開催等	「スポーツ・レクリエーション活動を通じて障害のある人の体力増進や交流を促進し」とかかれています。が、「スポーツ・レクリエーション教室の開催」が平成30年度以降1回の計画です。民間のサークルの協力を得て増やせないか提案します。毎月が好ましいと考えます。	スポーツ・レクリエーション教室等への参加者は微減傾向となっています。今後は、他団体及び本市が開催するイベントの周知方法を工夫し、積極的な参加を呼びかけていきます。
3	P 3 9 (3)地域生活への移行促進 補装具費・日常生活用具の支給等	補装具費・日常生活用具(39ページ)には「日常生活用具については、ニーズや対象品目等の調査の研究に努めます」とありますが、担当者のレベルアップを望みます。例えば視覚障害者が白杖申請をしたときに長さや用途に対する最小限のアドバイスができるようお願いいたします。「調査、研究」を生かしていただければと考えます。	補装具、日常生活用具の支給については、専門職員と相談・協議するとともに、職員のレベルアップに努めてまいります。

提出いただいたご意見は、趣旨を損なわないように要約しました。